

令和 4 年定例会
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(議案補充説明)

(1) 議案第 136 号

「三重県立自然公園条例の一部を改正する条例案」 . . . 1

(所管事項説明)

- (1) 令和 3 年度における森林環境譲与税の活用状況について . . . 22
- (2) みえ森と緑の県民税第 3 期に向けた検討状況について . . . 24 別冊 1
- (3) 三重県真珠振興計画の改定 (中間案) について 26 別冊 2 - 1
別冊 2 - 2
- (4) 各種審議会等の審議状況の報告について 28

【別冊 1】 みえ森と緑の県民税の見直しに係る論点

【別冊 2 - 1】 三重県真珠振興計画 (中間案)

【別冊 2 - 2】 三重県真珠振興計画 (中間案) 新旧対照表

令和 4 年 12 月
農 林 水 産 部

(議案補充説明)

(1) 議案第 136 号

「三重県立自然公園条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

国(環境省)は、国立・国定公園において、地域の主体的な取組を促す仕組みを新たに設け、保護のみならず、利用面での施策を強化し、「保護と利用の好循環」を実現するため、「自然公園法」を令和3年5月に改正、令和4年4月1日に施行しました。

県が保全管理を行う県立自然公園においても、「自然公園法」の一部改正の趣旨をふまえ、適正な保護と地域の主体的な取組による利用の増進を図るため、新たな制度の創設や違反行為への罰則強化等の規定を整備するものです。

2 条例の主な改正内容

(1) 「自然体験活動促進計画制度」の創設

市町、事業者等が組織する協議会が、地域の魅力を生かした自然体験活動の実施に向けた「自然体験活動促進計画」を作成し知事の認定を受けた場合、県条例に関係する事業実施に必要な許可事務を不要とする特例により、手続を簡素化するものです。

(2) 「利用拠点整備改善計画制度」の創設

市町、事業者等が組織する協議会が、魅力的な滞在環境の整備に向けた「利用拠点整備改善計画」を作成し知事の認定を受けた場合、県条例に関係する事業実施に必要な認可事務を不要とする特例により、手続を簡素化するものです。

(3) 餌付け行為への規制や違反行為への罰則強化

野生生物への餌付け行為に対し規制を行うとともに、植物の違法採取、伐採といった違反行為に対する罰則を強化します。

3 条例の施行期日

令和5年4月1日

三重県立自然公園条例の改正について

背景

国（環境省）は、国立・国定公園において、地域の主体的な取組を促す仕組みを新たに設け、保護のみならず、利用面での施策を強化し、「保護と利用の好循環」を実現するため、「自然公園法」を令和3年5月に改正、令和4年4月1日に施行。

「自然公園法」の主な改正内容

- (1) 「自然体験活動促進計画制度」の創設
- (2) 「利用拠点整備改善計画制度」の創設
- (3) 餌付け行為への規制や違反行為への罰則強化

「三重県立自然公園条例」改正の必要性

近年、自然や健康への関心の高まりから、県立自然公園の利用は拡大傾向にあることから、県立自然公園においても「保護と利用の好循環」を実現し、適正な保護とさらなる利用の増進を図るため、条例の改正が必要。

「三重県立自然公園条例」の主な改正内容

「自然公園法」の改正内容に準じ改正。

(1) 「自然体験活動促進計画制度」の創設



協議会が計画を作成し知事の認定を受けた場合、県条例に関する事業実施に必要な許可事務を不要とする仕組みにより、地域関係者が一体となって行う魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供等が進み、県立自然公園の利用が増進

(2) 「利用拠点整備改善計画制度」の創設



協議会が計画を作成し知事の認定を受けた場合、県条例に関する事業実施に必要な認可事務を不要とする仕組みにより、地域関係者が一体となって行う廃屋の撤去や跡地を活用した拠点整備、景観デザインの統一等が進み、県立自然公園内における自然と調和した街並みづくりが促進

(3) 餌付け行為への規制や違反行為への罰則強化



野生生物への餌付け行為に対する規制や、植物の違法採取、伐採といった違反行為に対する罰則の強化により、県立自然公園内の豊かな自然環境を確保

施行予定年月日

令和5年4月1日施行予定

三重県立自然公園条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和四年十一月二十一日

三重県知事 一見勝之

三重県立自然公園条例の一部を改正する条例

三重県立自然公園条例(昭和三十三年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	目次 第一章〜第三章の二 (略) 第三章の三 質の高い自然体験活動の促進のための措置(第三十条の六―第三十条の十) 第四章・第五章 (略) 第六章 雑則(第四十三条―第四十四条の二) 第七章 罰則(第四十五条―第五十二条) 附則 (県等の責務及び協働)	目次 第一章〜第三章の二 (略) 第四章・第五章 (略) 第六章 雑則(第四十三条・第四十四条) 第七章 罰則(第四十五条―第五十一条) 附則 (県等の責務及び協働)
	第三条 県、事業者及び県立公園の利用者は、三重県環境基本条例(平成七年三重県条例第三号)第三条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。	第三条 県、事業者及び県立公園の利用者は、三重県環境基本条例(平成七年三重県条例第三号)第三条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。
	2・3 (略) (公園計画) 第七条 (略)	2・3 (略) (公園計画の決定) 第七条 (略)
	2 公園計画は、県立公園ごとに、当該県立公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。	
	3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の	

<p>促進に関する基本的な事項を定めることができる。</p>	<p>2 (略)</p>
<p>4 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第八条 (略)</p> <p>2 前条第四項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。</p> <p>(協議会による公園計画の変更の提案)</p>	<p>第八条 (略)</p> <p>2 前条第二項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。</p>
<p>第八条の二 第九条の七第一項に規定する協議会は第九条の八第一項に規定する利用拠点整備改善計画について、第三十条の六第一項に規定する協議会は第三十条の七第一項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な県立公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。</p> <p>(公園事業の決定)</p>	<p>(公園事業の決定)</p> <p>第八条の二 公園事業は、知事が、関係市町及び審議会の意見を聴いて決定する。</p>
<p>第八条の三 公園事業は、知事が、関係市町及び審議会の意見を聴いて決定する。この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(協議会による公園事業の決定等の提案)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>第八条の四 第九条の七第一項に規定する協議会は、知事に対し、第九条の八第一項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付し</p>	

<p>なければならぬ。</p> <p>2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならぬ。</p> <p>(承継)</p>	<p>(承継)</p> <p>第九條の三</p>
<p>第九條の三 公園事業者(第九條第三項の認可を受けた者に限る。)が国及び地方公共団体以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(承継)</p> <p>第九條の三</p>
<p>3・4 (略)</p> <p>5 第三項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。</p> <p>第九條の六 (略)</p> <p>(協議会)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。</p> <p>第九條の六 (略)</p>
<p>第九條の七 県立公園の区域をその区域に含む市町は、単独で又は共同して、当該県立公園の区域内における第二十九條第一項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点(以下「利用拠点」という。)となる区域(以下「利用拠点区域」という。)について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。</p>	
<p>2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>一 市町</p> <p>二 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者</p> <p>三 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関</p>	

<p>する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者 四 その他当該市町が必要と認める者</p> <p>3 当該県立公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町に対して、第一項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。</p>	<p>4 市町は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。</p>	<p>5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号に掲げる者であつて第一項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。</p> <p>6 前項の規定による申出を受けた市町は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならぬ。</p>	<p>7 第一項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>	<p>8 第一項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。</p>	<p>9 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。</p> <p>（利用拠点整備改善計画の認定）</p>	<p>第九条の八 前条第一項に規定する協議会</p>
--	--	---	---	---	---	----------------------------

<p>において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町の区域内の県立公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。</p>	<p>2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）</p> <p>二 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針</p> <p>三 利用拠点整備改善計画の目標</p> <p>四 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期</p> <p>五 第九条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項</p> <p>六 第九条第六項の協議若しくは認可又は同条第九項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの</p> <p>七 計画期間</p> <p>八 その他規則で定める事項</p> <p>3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画に適合するものでなければならぬ。</p> <p>4 知事は、第一項の規定による認定の申請</p>
---	--

<p>があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 公園計画に照らして適切なものであること。</p>
<p>二 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。</p>
<p>三 当該県立公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p>
<p>四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p>
<p>5 知事は、当該県立公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。</p>
<p>6 知事は、第四項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならぬ。</p> <p>(認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更)</p>
<p>第九条の九 前条第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第九条の七第一項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p>
<p>2 前条第四項の認定(前項の変更の認定を含む。次条第一項及び第九条の十一において同じ。)を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅</p>

<p>滞なく、その旨を知事に届け出なければならぬ。</p>	<p>3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。 (認定の取消し)</p>	<p>第九条の十 知事は、第九条の八第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。)が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>	<p>2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。 (公園事業に関する特例)</p>	<p>第九条の十一 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第九条の八第四項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第九条第二項若しくは第六項の協議をし、同条第三項若しくは第六項の認可を受け、又は同条第九項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。</p>	<p>(報告徴収及び立入検査) 第九条の十二 知事は、第九条第三項の認可を受けた者に対し、この章(第五条から第八条の二までを除く。次項において同じ。)の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>	<p>2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第九条の八第四項の認定(第</p>
<p>(報告徴収及び立入検査) 第九条の七 知事は、第九条第三項の認可を受けた者に対し、この章(第五条から第八条までを除く。)の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>						

<p>九条の九第一項の変更の認定を含む。)を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。)の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>	<p>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>
<p>3 前二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
<p>(特別地域) 第十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。</p> <p>一 十八 (略)</p> <p>5 8 (略)</p> <p>9 次の各号に掲げる行為については、第四項及び前三項の規定は、適用しない。</p> <p>一 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業(認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。次条第三項及び第二十六条第七項において同じ。)として行う行為</p>	<p>(特別地域) 第十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。</p> <p>一 十八 (略)</p> <p>5 8 (略)</p> <p>9 次の各号に掲げる行為については、第四項及び前三項の規定は、適用しない。</p> <p>一 公園事業の執行として行う行為</p>
<p>二 (略)</p> <p>三 認定自然体験活動促進事業(第三十条の九第一項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第三十条の六第二項</p>	<p>二 (略)</p>

<p>第二号に規定する自然体験活動促進事業をいう。次条第三項及び第二十六条第七項において同じ。）として行う行為</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(利用調整地区)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 何人も、知事が定める期間内は、次条第一項又は第七項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 公園事業を執行するため、又は認定利用拠点整備改善事業を行うために立ち入る場合</p> <p>四 (略)</p> <p>五 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合</p> <p>六・八 (略)</p> <p>(条件)</p> <p>第二十五条 第十六条第四項及び第十七条第三項第八号の許可には、県立公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。</p> <p>(普通地域)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2・6 (略)</p> <p>7 次に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p> <p>一 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業として行う行為</p> <p>二 (略)</p> <p>三 認定自然体験活動促進事業として行う行為</p> <p>四・七 (略)</p> <p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第二十八条 知事は、県立公園の保護のため</p>	<p>三・四 (略)</p> <p>(利用調整地区)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 何人も、知事が定める期間内は、次条第一項又は第七項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 公園事業を執行するために立ち入る場合</p> <p>四 (略)</p> <p>五 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合</p> <p>六・八 (略)</p> <p>(条件)</p> <p>第二十五条 第十六条第四項及び第十七条第三項第七号の許可には、県立公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。</p> <p>(普通地域)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2・6 (略)</p> <p>7 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p> <p>一 公園事業の執行として行う行為</p> <p>二 (略)</p> <p>三 認定自然体験活動促進事業として行う行為</p> <p>四・七 (略)</p> <p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第二十八条 知事は、県立公園の保護のため</p>
<p>第二号に規定する自然体験活動促進事業をいう。次条第三項及び第二十六条第七項において同じ。）として行う行為</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(利用調整地区)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 何人も、知事が定める期間内は、次条第一項又は第七項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 公園事業を執行するため、又は認定利用拠点整備改善事業を行うために立ち入る場合</p> <p>四 (略)</p> <p>五 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合</p> <p>六・八 (略)</p> <p>(条件)</p> <p>第二十五条 第十六条第四項及び第十七条第三項第八号の許可には、県立公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。</p> <p>(普通地域)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2・6 (略)</p> <p>7 次に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p> <p>一 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業として行う行為</p> <p>二 (略)</p> <p>三 認定自然体験活動促進事業として行う行為</p> <p>四・七 (略)</p> <p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第二十八条 知事は、県立公園の保護のため</p>	<p>三・四 (略)</p> <p>(利用調整地区)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 何人も、知事が定める期間内は、次条第一項又は第七項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 公園事業を執行するために立ち入る場合</p> <p>四 (略)</p> <p>五 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合</p> <p>六・八 (略)</p> <p>(条件)</p> <p>第二十五条 第十六条第四項及び第十七条第三項第七号の許可には、県立公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。</p> <p>(普通地域)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2・6 (略)</p> <p>7 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p> <p>一 公園事業の執行として行う行為</p> <p>二 (略)</p> <p>三 認定自然体験活動促進事業として行う行為</p> <p>四・七 (略)</p> <p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第二十八条 知事は、県立公園の保護のため</p>

<p>第三十条の五 (略)</p> <p>第三章の三 質の高い自然体験活動</p>	<p>3 (略)</p>	<p>2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号又は第三号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめることを指示することができる。</p>	<p>2 知事は、第十六条第四項、第十七条第三項第八号、第二十六条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときはその必要な限度において、その職員に、県立公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十六条第四項各号、第十七条第三項第八号若しくは第二十六条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(利用のための規制)</p> <p>第三十条 県立公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 野生動物(鳥類又は哺乳類に属するもの)に限る。以下この号において同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該県立公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。</p>	<p>2 知事は、第十六条第四項、第十七条第三項第七号、第二十六条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときはその必要な限度において、その職員に、県立公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十六条第四項各号、第十七条第三項第七号若しくは第二十六条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(利用のための規制)</p> <p>第三十条 県立公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>第三十条の五 (略)</p>	<p>3 (略)</p>	<p>2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめることを指示することができる。</p>	<p>2 知事は、第十六条第四項、第十七条第三項第七号、第二十六条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときはその必要な限度において、その職員に、県立公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十六条第四項各号、第十七条第三項第七号若しくは第二十六条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(利用のための規制)</p> <p>第三十条 県立公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>2 知事は、第十六条第四項、第十七条第三項第七号、第二十六条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときはその必要な限度において、その職員に、県立公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十六条第四項各号、第十七条第三項第七号若しくは第二十六条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(利用のための規制)</p> <p>第三十条 県立公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

の促進のための措置

(協議会)

第三十条の六 県立公園の区域をその区域に含む市町は、単独で又は共同して、当該県立公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に關し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 市町

二 当該県立公園の区域内において自然体験活動の促進に關する事業(以下「自然体験活動促進事業」という。)を実施し、又は実施すると見込まれる者

三 当該市町の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

四 その他当該市町が必要と認める者

3 第九条の七第三項から第九項までの規定は、第一項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第三十条の六第一項」と、同条第五項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号」とあるのは「当該県立公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第三十条の六第二項第三号」と読み替えるものとする。
(自然体験活動促進計画の認定)

<p>第三十条の七 前条第一項に規定する協議会（以下この項及び次条第一項において単に「協議会」という。）において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町の区域内の県立公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。</p>
<p>2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。） 二 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針 三 自然体験活動促進計画の目標 四 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体 五 計画期間 六 その他規則で定める事項
<p>3 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 公園計画に照らして適切なものであること。 二 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。 三 当該公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。 四 円滑かつ確実に実施されると見込ま

<p>4 知事は、当該公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。</p>	<p>5 知事は、第三項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならぬ。</p> <p>(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)</p>	<p>第三十条の八 前条第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p>	<p>2 前条第三項の認定(前項の変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。 (認定の取消し)</p>	<p>第三十条の九 知事は、第三十条の七第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項において「認定自然体験活動促進計画」という。)が第三十条の七第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>	<p>2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表する。</p>
--	--	---	--	---	--	---

<p>ものとする。</p> <p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第三十条の十 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第三十条の七第三項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>	<p>第三十条の十 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第三十条の七第三項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>
<p>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(風景地保護協定の締結等)</p> <p>第三十一条 県若しくは市町又は第三十七条第一項の規定により指定された公園管理団体で第三十八条第一項第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、県立公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域(海面を除く。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>2〜5 (略)</p> <p>(指定)</p>	<p>第三十一条 県若しくは市町又は第三十七条第一項の規定により指定された公園管理団体で第三十八条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、県立公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域(海面を除く。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>2〜5 (略)</p> <p>(指定)</p>
<p>第三十七条 知事は、県立公園内の自然の風景地(指定)</p>	<p>第三十七条 知事は、県立公園内の自然の風景地(指定)</p>

<p>第三十九條 公園管理団体は、県及び市町と (連携)</p> <p>四 前三号に掲げる業務に附帯する業務 を行うこと。</p> <p>三 県立公園の保護とその適正な利用の 推進に関する調査及び研究を行うこと。</p> <p>二 県立公園の保護とその適正な利用の 推進に必要な助言及び指導を行う こと。</p> <p>一 県立公園の保護とその適正な利用の 推進に関する情報又は資料を収集し、及 び提供すること。</p>	<p>景地の保護とその適正な利用を図ることを 目的とする一般社団法人又は一般財団 法人、特定非営利活動促進法（平成十年法 律第七号）第二条第二項の特定非営利活動 法人その他知事が定める法人であつて、次 条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確 実に行うことができるものと認められるもの を、その申請により、公園管理団体として 指定することができる。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>(業務)</p> <p>第三十八條 公園管理団体は、次に掲げる業 務を行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げる業務に附帯する業務 を行うこと。</p> <p>2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務 のほか、次に掲げる業務を行うことができ る。</p>
<p>第三十九條 公園管理団体は、県及び市町と (連携)</p>	<p>景地の保護とその適正な利用を図ることを 目的とする一般社団法人又は一般財団 法人、特定非営利活動促進法（平成十年法 律第七号）第二条第二項の特定非営利活動 法人その他知事が定める法人であつて、次 条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行 うことができるものと認められるものを、その 申請により、公園管理団体として指定する ことができる。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>(業務)</p> <p>第三十八條 公園管理団体は、次に掲げる業 務を行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 県立公園の保護とその適正な利用の 推進に関する情報又は資料を収集し、及 び提供すること。</p> <p>四 県立公園の保護とその適正な利用の 推進に必要な助言及び指導を行う こと。</p> <p>五 県立公園の保護とその適正な利用の 推進に関する調査及び研究を行うこと。</p> <p>六 前各号に掲げる業務に附帯する業務 を行うこと。</p>

<p>の密接な連携の下に前条第一項第一号に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>第四十四条 (略)</p> <p>(利用の増進のための情報の提供等)</p>	<p>の密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>第四十四条 (略)</p>
<p>第四十四条の二 県は、県立公園の利用の増進に資するため、県立公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。</p>	<p>第七章 罰則</p>
<p>第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第九条の六第一項又は第二十七条第一項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>二 第十六条第四項の規定に違反したとき。</p>	<p>第七章 罰則</p> <p>第四十五条 第九条の六第一項又は第二十七条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第九条第三項の認可を受けた者が、同条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更したとき。</p> <p>二 第九条第十項の規定により認可に付された条件に違反したとき。</p> <p>三 第十七条第三項の規定に違反したとき。</p> <p>四 偽りその他不正の手段により第十八条第一項又は第七項の認定を受けたとき。</p> <p>五 第二十五条の規定により許可に付された条件に違反したとき。</p>	<p>第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第九条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更した者(同条第三項の認可を受けた者に限る。)</p> <p>二 第九条第十項の規定により認可に付された条件に違反した者</p> <p>三 第十六条第四項又は第十七条第三項の規定に違反した者</p> <p>四 偽りその他不正の手段により第十八条第一項又は第七項の認定を受けた者</p> <p>五 第二十五条の規定により許可に付された条件に違反した者</p>
<p>第四十八条 第九条の二、第二十六条第二項又は第四十条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十九条 次の各号のいずれかに該当す</p>	<p>第四十八条 第九条の二、第二十六条第二項又は第四十条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十九条 次の各号のいずれかに該当す</p>

る場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の十二第一項若しくは第二項、第二十四条第一項若しくは第三十条の十第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二 偽りその他不正の手段により第十八条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付を受けたとき。

三 第二十一条第四項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止したとき。

四 第二十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第二十六条第五項の規定に違反したとき。

六 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第二十八条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八 県立公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第三十条第一項第一号に掲げる行為をしたとき。

九 県立公園の特別地域又は集団施設地区内において、第三十条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号又は第三号に掲げる行為をしたとき。

十 第四十三条第五項の規定に違反して、

る者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二 偽りその他不正の手段により第十八条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付を受けた者

三 第二十一条第四項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止した者

四 第二十四条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五 第二十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第二十六条第五項の規定に違反した者

七 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第二十八条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 県立公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第三十条第一項第一号に掲げる行為をした者

十 県立公園の特別地域又は集団施設地区内において、第三十条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者

十一 第四十三条第五項の規定に違反し

同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。

て、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提案理由

自然公園法の一部改正の趣旨に鑑み、三重県立自然公園を保護しつつ地域の主体的な取組による利用の増進を図るため、質の高い自然体験活動の促進のための措置等について定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(所管事項説明)

(1) 令和3年度における森林環境譲与税の活用状況について

1 森林環境譲与税について

森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、令和元年度に創設されました。

税の使途については、法律に定める範囲において、地域の実情に応じて市町村、都道府県の責任で定め、市町村は、「森林経営管理法」に基づき実施する森林整備をはじめ、人材育成や担い手の確保、木材利用の促進に、都道府県は、市町村が行う取組への支援等に充て、翌年度に使途を公表することとされています。

これまで、令和元年度から令和3年度の3年間に、森林環境譲与税として、県内市町に約20億1千万円、県に約3億8千万円が譲与されたところです。

2 県の活用状況

県では、森林環境譲与税を活用した事業が、税創設の趣旨に即した効果的なものとなるよう市町に対する支援等を行っています。令和3年度における県の活用状況については、譲与額が約1億4千万円に対して、活用額は、約1億5千万円（過去に積み立てた基金の取崩分を含む）となりました。

【県の主な取組】

(1) 市町の業務推進への支援

- ・「みえ森林経営管理支援センター」のアドバイザーによる相談対応や技術支援
- ・「森林経営管理法」に関する市町向け法律相談窓口の設置

(2) 森林整備の促進に向けた支援

- ・航空レーザ測量成果の市町及び林業事業体への共有
- ・紀伊半島3県の連携による森林整備を促進するための共同研究の実施
- ・少花粉スギ及びスギ・ヒノキ特定母樹の種子の生産体制の強化

(3) 「みえ森林・林業アカデミー」における林業人材育成

- ・高度な経営や管理能力、現場技術の習得に向けた講座や市町職員向け講座の開催
- ・中大規模木造建築設計セミナーの開催による木造建築設計ができる人材の育成
- ・効率的で充実した教育環境を実現するための新校舎の整備

(4) 新たな担い手の確保

- ・就業ガイダンス等の場を活用した林業の担い手確保
- ・高校生を対象とした林業職場体験研修の実施

(5) 木材利用の推進

- ・公共建築物等県産材利用事例集による市町等への普及啓発
- ・建築物の木造・木質化にかかる相談窓口の設置

3 市町の活用状況

市町においては、森林環境譲与税を活用して、「森林経営管理法」に基づく意向調査をはじめ、それぞれの実情に応じたさまざまな取組が進められています。令和3年度における県内市町の活用状況については、譲与額が合計で約8億1千万円に対して、活用額は、約4億3千万円となりました。

なお、令和元年度から令和3年度の3年間における県内市町の活用状況については、譲与額が約20億1千万円に対して、活用額は約10億7千万円となり、金額ベースでの活用割合は、森林整備関係が43%、木材利用関係が9%、担い手対策関係が1%、基金積立が47%となっています。

一方、令和4年度については、過去3年間に森林所有者に対する意向調査や森林境界明確化を実施した箇所でも市町村森林経営管理事業が実施されるなど、間伐等の森林整備が本格化しつつあります。引き続き多くの県内市町において、過去に積み立てた基金を活用し、譲与額を上回る規模の事業が計画されており、基金積立額が減少に転ずる見込みとなっています。

【市町の主な取組】

(1) 森林整備関係

- ・森林経営管理制度に基づく意向調査
- ・森林の現況調査や境界明確化
- ・森林所有者から管理等を委託された森林での間伐事業の実施

(2) 担い手対策関係

- ・森林経営管理制度等の円滑な実施に向けた技術支援員の雇用
- ・林業事業者における安全装備や作業用品等の導入に対する支援

(3) 木材利用関係

- ・公共建築物の木造・木質化
- ・木材利用の推進に向けた情報発信

4 今後の対応方針

引き続き市町においては、間伐等の森林整備と並行して、森林所有者に対する意向調査や森林境界明確化等が進められており、今後、これらの箇所での森林整備がさらに進むことが見込まれています。

また、令和6年度には森林環境税の課税開始が予定されており、県民の皆さんの理解を得ながら、森林環境譲与税を有効活用していくことがより重要になってきています。

今後も、市町との意見交換を十分に行いながら、それぞれの課題に応じて支援内容を充実させ、市町が行う森林整備を一層促進し、カーボンニュートラルの実現や災害の防止、国土保全機能の強化につなげてまいります。

(2) みえ森と緑の県民税第3期に向けた検討状況について

現在、みえ森と緑の県民税制度は、第2期（令和元～5年度）の取組を進めていますが、今年度から「みえ森と緑の県民税評価委員会（以下「評価委員会」という。）」において、第3期（令和6～10年度）に向けた見直しの議論を行っています。

1 第3期に向けた検討の経過

令和4年8月29日に開催した第2回評価委員会において、第3期に向け、県民意識調査結果や市町・林業関係団体への意見聴取結果を提示し、検討を開始しました。

また、令和4年11月7日に開催した第3回評価委員会において、第2期の現在までの取組成果について総括した後、見直しの論点について審議いただきました。

2 第3回評価委員会における審議の概要

(1) 見直しに係る論点（別冊1）

- ① 令和6年度以降の制度の継続について
- ② 「2つの基本方針」と「5つの対策」について

基本方針	対 策
災害に強い森林づくり	1) 土砂や流木による被害を出さない森林づくり 2) 暮らしに身近な森林づくり
県民全体で森林を支える社会づくり	3) 森を育む人づくり 4) 森と人をつなぐ学びの場づくり 5) 地域の身近な水や緑の環境づくり

- ③ 税を活用した事業を行ううえでの3原則について

原則1	「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。
原則2	新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。 なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。
原則3	直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

- ④ 森林環境譲与税との棲み分けについて
- ⑤ 全国植樹祭に向けた取組について
- ⑥ 市町交付金制度、県と市町との役割分担、市町交付金配分の考え方について
- ⑦ 税率・課税方法・税込規模等について
- ⑧ 制度や使途の周知について
- ⑨ 評価制度、概ね5年ごとの制度見直しについて

(2) 委員からの主な意見

見直しの論点について、第3回評価委員会における主な意見は、次のとおりです。

- ① 森林環境譲与税の使途と棲み分けることを前提として、令和6年度以降も県民税を継続すべきである。
- ③ 「原則2」に関して、木材を活用した施設は炭素固定の観点からも長く使うことに意義があることから、これまで事業の対象としていた「新たな森林対策として実施する新規の取組」に加え、「既存木造施設の補修の取組」も対象としてはどうか。

- ④ 県民税は2つの基本方針に沿った施策に、森林環境譲与税は林業振興施策に使われていると理解でき、棲み分けられていると考えられる。なお、木材利用には、両税共に使われているが、使途の目的が違うことを明確に発信する必要がある。
- ⑤ 全国植樹祭（令和13年三重県開催を招致）に向けた取組については、第3期制度で位置づけて、県民税を活用する理由をしっかりと県民に説明する必要がある。
- ⑥ 市町交付金事業の防災枠（災害からライフラインを守る事前伐採事業）は、第2期の途中から創設されたものであり、第3期における位置づけを整理して欲しい。また、加算枠（森林の少ない5町（木曾岬町・東員町・朝日町・川越町・明和町）への配分）を見直し、森林が多く、対策を必要としている市町への配分を厚くした方がよいのではないか。
- ⑧ 県民意識調査の結果を見ても、県民税制度についての情報発信のあり方が課題である。広く周知することも重要だが、アウトドアブーム等の自然志向の高まりを捉え、キャンプ場や用具販売店でのPR等、ポイントを絞った広報のほか、地域住民への説明会といった地道な手法も検討してはどうか。
- ⑨ 概ね5年ごとの見直し間隔を10年にしてはどうかという市町からの意見に対しては、その必要性をしっかりと聞き取ったうえで、慎重に検討する必要がある。

各委員からは、県民税制度や2つの基本方針の継続について否定的な意見がなかったことから、継続する方向で引き続き審議を進め、評価委員会が答申をまとめる段階において、改めて継続の是非について判断することとなりました。

3 今後の対応

第3回評価委員会や本常任委員会での議論をふまえて、第3期の制度素案を作成し、令和5年1月19日開催予定の第4回評価委員会にお示しし、審議いただく予定です。

<今後のスケジュール（案）>

【令和4年度】

- 令和5年1月19日 第4回評価委員会（第3期制度素案）
- 1～2月 市長会・町村会への説明（第3期制度素案）
- 3月 2月定例会議常任委員会（第3期制度素案）

【令和5年度】

- 令和5年4月 第1回評価委員会（第3期制度中間案）
- 5月 パブリックコメント（第3期制度中間案）
- 6月 6月定例会議常任委員会（第3期制度中間案）
- 7月 第2回評価委員会（第3期制度最終案）
- 8月 第3回評価委員会（答申）
- 9月 第3期制度最終案策定
- 10月 9月定例会議常任委員会（第3期制度最終案）

(3) 三重県真珠振興計画の改定（中間案）について

平成 30 年 4 月に策定した「三重県真珠振興計画」（以下、「振興計画」という。）は、策定から 5 年目となることに加え、気候変動によるアコヤガイのへい死や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する社会情勢が大きく変化したことから、本年度改定することとしています。

6 月定例月会議の本常任委員会での説明後、真珠関係団体から意見聴取を行い、その結果をふまえ、中間案を取りまとめました。（別冊 2-1・2-2）

1 真珠関係団体からの意見聴取

学識経験者や養殖業者が参加する「三重県真珠養殖対策会議」、流通・加工業者で構成される「三重県真珠振興協議会」から意見聴取を行いました。主な意見は、次のとおりです。

- アコヤガイのへい死は令和元年度と比較して落ち着いてきているが、振興計画の目標達成には、漁場環境の変化に適応した母貝が必要。
- 漁場環境の変化に応じた適正な養殖管理を行うには、県から養殖業者への水温や餌となるプランクトン等の情報提供が必要。
- 英虞湾の美しい風景は観光資源であり、真珠体験ツアー等を通じて真珠の魅力を発信する役割もあるため、景観維持に関する記述が必要。
- 近年、SDGs に関する取組への注目が高まっているため、真珠養殖が環境に配慮した産業であることを情報発信し、ブランドイメージ向上に関する記述が必要。

2 振興計画の主な見直し

第 1 真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の意義及び基本的な方向

- ・令和元年度から発生しているアコヤガイのへい死、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等、近年の真珠産業及び真珠に係る宝飾文化に関する社会情勢等の変化を追記。

第 2 真珠の需要の長期見通しに即した生産目標

- ・振興計画に記した施策（第 3 から第 5 の施策）の進捗管理を行うとともに、真珠振興に向けた取組をさらに推進するため、令和 9 年度までの数値目標を設定。
- ・「②浚渫による漁場環境の改善」については、アコヤガイのへい死の要因と考えられる養殖施設の揺れ、海水の濁り等の影響となり得る浚渫事業が休止しているため削除。新たに喫緊の課題であるへい死対策の一環として「②適正な養殖管理技術の普及件数」を設定。

目標項目	令和 3 年度 目標	令和 3 年度 実績	令和 9 年度 目標
①新たな優良アコヤガイの生産技術等の開発	2 件	2 件	4 件
②適正な養殖管理技術の普及件数	—	14 件	50 件
③真珠養殖業への就業希望者を育成する漁師塾等への受け入れ人数	4 名	4 名	10 名
④一般向け真珠講座等の開催による真珠文化の発信	500 名	1,178 名	2,600 名
⑤海外・国内からの真珠見学ツアーの受け入れ	150 名	215 名	450 名

※数値目標は全て累計

第3 真珠産業の振興のための施策

- ・高水温耐性のある真珠母貝育種や「三重県アコヤシードバンク」による系統保存等の生産振興、「三重県版アコヤタイムライン」の取組や適正な養殖管理の推進等のアコヤガイのへい死対策を追記。
- ・景観の維持に関する記述を追記。

第4 真珠に係る宝飾文化の振興のための施策

- ・真珠に係る情報発信について、新型コロナウイルス感染症による人流抑制の影響を受けないオンラインの活用を追記。

第5 真珠の需要増進のための施策

- ・真珠の需要増進に向けたPR活動等のオンラインの活用を追記。
- ・真珠のブランドイメージ向上による需要増進の取組として、環境に配慮した持続可能な真珠養殖に関する情報発信を追記。
- ・今後開催が予定されている各種行事（「G7交通大臣会合」、「大阪・関西万博」、「第44回全国豊かな海づくり大会」等）における積極的な真珠の活用について追記。

3 今後のスケジュール

本常任委員会でのご意見や、パブリックコメントによる県民の皆さんからのご意見をふまえ最終案を作成し、令和5年2月定例会議の本常任委員会で説明したいと考えています。

令和5年1月	パブリックコメントの実施
3月中旬	本常任委員会での最終案の報告
3月下旬	振興計画の改定

(4) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和4年9月15日～11月20日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会第1回鳥獣部会
2 開催年月日	令和4年9月20日(火)
3 委員	【部会長】NPO法人ECCOM 太田 玲奈 ほか4名
4 諮問事項	第13次鳥獣保護管理事業計画の変更について
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none">・委員改選に伴い、部会長、部会長代理を選任していただきました。・第13次鳥獣保護管理事業計画の変更について審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重ブランド認定委員会
2 開催年月日	令和4年10月28日(金)
3 委員	【委員長】三重大学 学長補佐 松田 裕子 ほか5名
4 諮問事項	令和4年度三重ブランド認定及び認定更新等について
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none">・「三重ブランド認定基準及び審査取扱方針」に基づき第1次審査を通過し、実地調査を延期していた「答志島トロさわら」について、事業者からのプレゼンテーション(令和4年1月14日実施)及び実地調査(令和4年10月28日実施)をふまえた審議の結果、認定が妥当であると判定されました。・令和4年度末で認定期間が満了する事業者の認定更新及び「三重ブランド認定要綱」の一部改正案について、意見をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	令和4年11月7日（月）
3 委員	【委員長】三重大学 教授 石川 知明 ほか9名
4 諮問事項	みえ森と緑の県民税条例附則第5項に規定するおおむね5年ごとに行う同条例の施行状況の検討に関する事項について
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・委員改選に伴い、委員長、副委員長を選任していただきました。 ・おおむね5年ごとに行う同条例の施行状況の検討について審議していただき、意見をいただきました。
6 備考	